教職員 各位

大学事務局

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染時の休暇の取扱いについて(通知)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類されることから、教職員が感染した場合の休暇については、下記のとおり取扱うこととします。

なお、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められないため、感染者と接触があった場合でも休暇を取得する必要はありません。

ただし、体調不良がみられる場合は無理に出勤せず、有給休暇を取得してください。

記

休暇の種別	有給・無給の区分	備考
感染症まん延防止休暇 (特別休暇)		医療機関で発行した休暇取得期間が確認できる書類(診断書等)の添付が必要。 ※文書取得にかかる費用は自己負担
年次有給休暇	有給	添付書類なし。